

PiTaPa会員規約の補足事項

	項目	文言	内容
第6条	維持管理料	本会員は、会員が毎年入会月の翌月1日から翌年の入会月末日までの1年間（ただし入会初年度は入会日から翌年の入会月末日までの期間）に一度もカードの利用またはＩＣ定期券の購入を行わなかった場合（第28条第1項第1号にて規定するチャージはカードの利用に含まない）、当該期間にかかる会員１名あたりの 所定の維持管理料 を年一回スルッとに支払うものとしします。	●PiTaPa維持管理料 会員様（本会員・家族会員・キッズ/ジュニア会員）1名につき1,100円（税込） 1年間に一回以上PiTaPa交通機能、IC定期券購入、PiTaPaショッピングのいずれかのご利用があれば維持管理料は無料となります。（カード毎にご利用の有無を判定します。） チャージを行って実際のご利用がない場合も維持管理料が必要となりますので、ご注意ください。 ※磁気定期券からIC定期券の発行替えや、発行替え後のIC定期券の券面区間のみでのご利用は、IC定期券購入やPiTaPa交通機能利用とはみなされません。
第10条後段	再製・再発行手数料	この場合本会員は、 スルッと所定のカード再製・再発行手数料を支払う ものとしします。	●再製・再発行手数料 (1)PiTaPaベーシックカードの場合 カード１枚につき再発行手数料1,100円〈税込〉が必要となります。 (2)提携カードの場合 再発行手数料はカードの種類によって異なります。 クレジットカード発行会社へご確認ください。
第28条第1項第2号	オートチャージの申込み	会員が、 スルッと所定の申込みに 基づき、自動積増機能を有する交通機器を利用する際に、バリュー残額が一定金額以下であった場合において、自動的に別途定める金額をチャージし、チャージした全額をポストペイにより決済する方法（オートチャージ）	●オートチャージ設定方法等 (1)入会時 入会申込書にて選択して登録できます。 (2)入会後 オートチャージをご希望の方は、PiTaPaポストペイエリアの主な駅、営業所等にご本人が確認できるもの（免許証、学生証等）とカードをご持参ください。オートチャージの設定変更を行います。 ※ご注意 設定変更はカード毎にお手続きが必要です。 (3)オートチャージ（自動入金）機能がご不要になる方へ PiTaPaカードとご本人が確認できるもの（免許証、学生証等）をお持ちの上、スルッとKANSAI協議会加盟社局の主な駅・営業所等で解除手続きを行ってください。 ※設定変更は無料です。設定変更はカード毎にお手続きが必要です。
第28条第1項第2号	オートチャージ金額	会員が、スルッと所定の申込みに基づき、自動積増機能を有する交通機器を利用する際に、バリュー残額が一定金額以下であった場合において、自動的に 別途定める金額 をチャージし、チャージした全額をポストペイにより決済する方法（オートチャージ）	●オートチャージ金額 オートチャージ金額は一律2,000円(キッズカードの場合は1,000円)です。金額の変更はいたしかねます。
第36条第1項	バリュー払戻手数料	会員が退会した場合等スルッとが適当または必要と認めた場合には、スルッととは会員に対して 所定のバリュー払戻手数料 を別途ご請求します。	●バリュー払戻手数料 カード更新、再製、再発行時は、カード内残額に係る返金手数料は発生しませんが、お客様の任意で退会される場合は、払戻手数料としてカード1枚当たり550円（税込）が必要です。

PiTaPa会員規約の補足事項

	項目	文言	内容
第37条第3項	ご利用代金通知書発送料	両社は本会員の毎月の支払いにかかるご利用代金に関する通知を支払期日までに本会員の届出住所宛に送付します。この場合、本会員は、 スルット が定める ご利用代金通知書発送料 を支払うものとします。	●ご利用代金通知書発送料 PiTaPaベーシックカード等ではご利用代金通知書の発送料が150円（税込）が必要です。 ただし、会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」にご登録（無料）いただき、ご利用代金通知書発送不要の手続きを行っていただきますと、ご利用代金確定のメールを毎月配信いたします。この場合、ご利用代金通知書発送料はかかりません。